

第十三号の四様式（第二十五条の二十三関係）

（表面）

第十三号の三様式中、「第二十一条の二十」を「第二十条」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

児童福祉検査証

写   真	官 職 又は職名  氏 名  生年月日  児童福祉法第二十四条の十五に定める当該職員であることを証する。  平成 年 月 日 交付	第 号	印
都 道 府 県 知 事			

（裏面）

児童福祉法（抄）

第二十四条の十五、都道府県知事は、児童福祉施設等の設置指

者若し設置指し、その長その他の者に対する質問検査若しは、その身分を示す

命じ、該職員に、帳簿書類その他必要な書類を提出し、その身分を示す

は、当該職員に、当該職員に、当該職員に、当該職員に、当該職員に、

② 前項の規定にかつ、関係者権限は、犯罪捜査のため認められ

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められ、

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。